

2023年3月1日(水)
15:15 ~ 15:35

PKO要員の安心安全

－我が国の包括的派遣国支援に向けた貢献のあり方－



※本発表の意見や見解は厳に研究員個人に属し、
当事務局及び日本政府の見解と一致するものではない。



国際平和協力研究員 大瀧千輝
Program Advisor OHTAKI Kazuki

邦人PKO要員殉職者

1

事案発生日	ミッション名	氏名	所属	死因
1989年6月28日	国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	久保田洋	文民	事故
1993年4月8日	国連カンボジア暫定統治機 (UNTAC)	中田厚仁	文民	悪質行為
1993年5月4日	国連カンボジア暫定統治機 (UNTAC)	高田晴行	警察	悪質行為
1998年6月20日	国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	秋野豊	文民	悪質行為
2010年3月	国連東ティモール統合ミッション (UNMIT)	川上隆久	文民	病気
2016年6月10日	国連中央アフリカ多面的統合安定 化ミッション(MINUSCA)	ヒロセ ミホ	文民	病気

 国際平和協力法による派遣

PKO要員の主要な死因

2

1



病気(35%)

2



事故(32%)

3



悪質行為(26%)



軍人(70%)



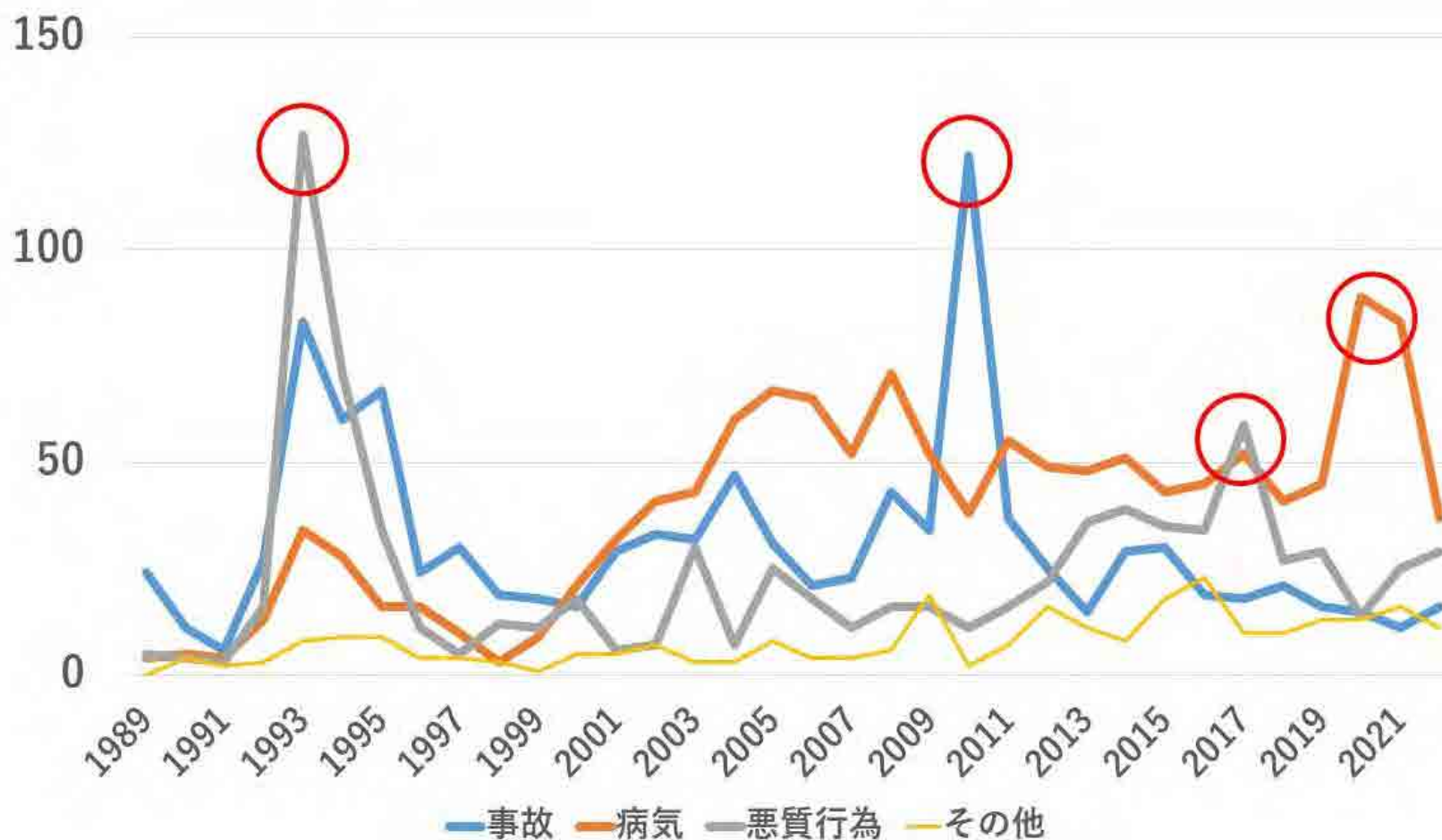
文民(20%)



警察(7%)

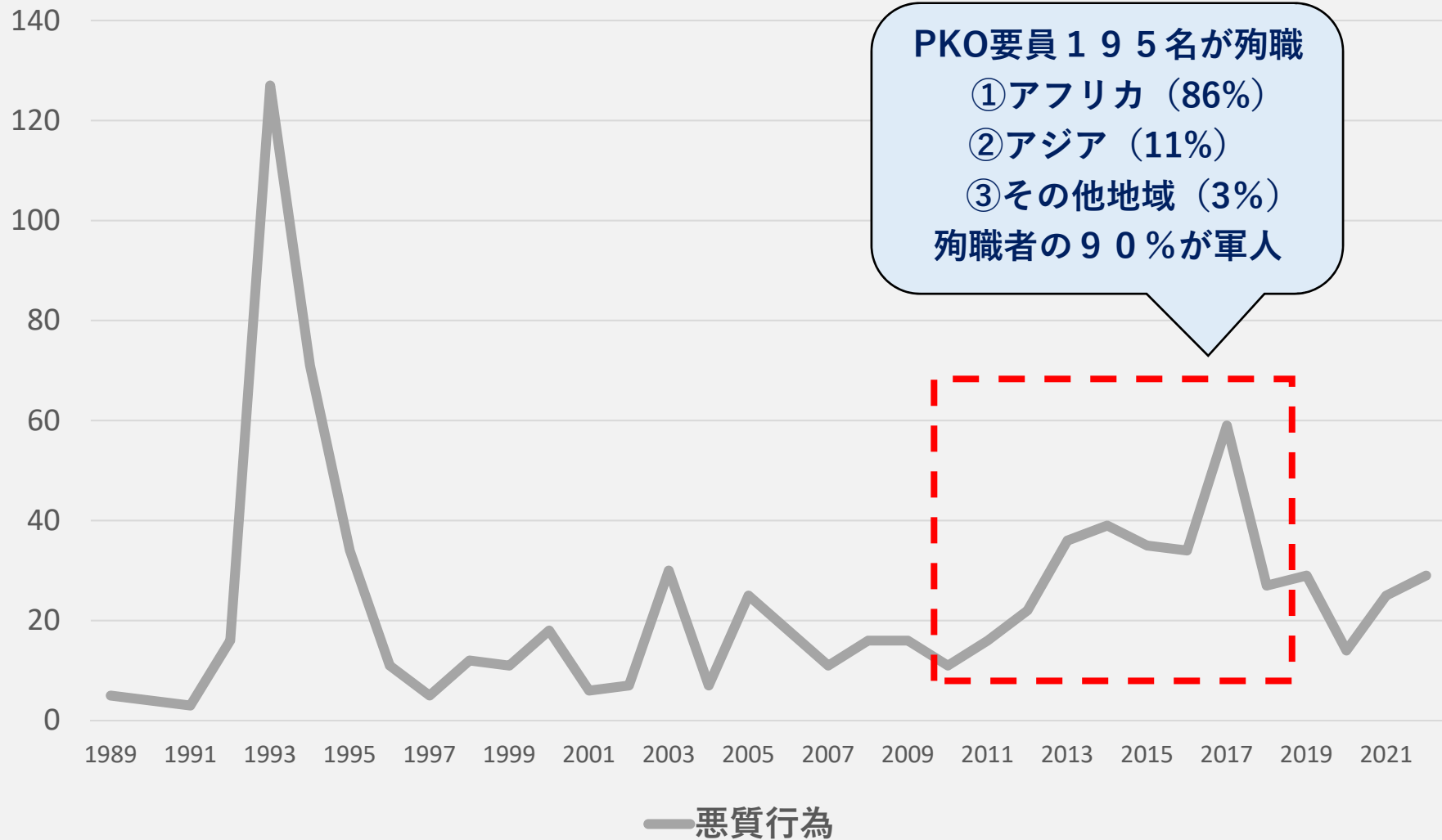
PKO要員殉職者総数の推移

3



悪質行為による殉職の増加

4



使用武器と攻撃方法

5

1



銃(50%)

2



即席爆発装置 (VB/IED)
(20%)

3



個人携帯対戦車弾
(RPG) (7%)



移動護衛隊、パトロール隊、
即応部隊への攻撃(50%)



宿営地、拠点への攻撃
(33%)

バングラデシュ軍兵士IED攻撃事案

6



組織的政治暴力による応戦

7



ワグナー・グループ



即席爆発装置(IED)による創傷

8

2022年10月3日(月)午後8時35分(現地時間)



路道脇に設置されたIEDの爆発



車両横転による創傷

創傷後の対処行動

9



夜間飛行禁止令



緊急医療・対応の不備



遠隔医療の未活用



対IEDの未徹底

約9時間

翌4日(火)午前6時30分



MINUSCAレベル2病院
(3名死亡確認)

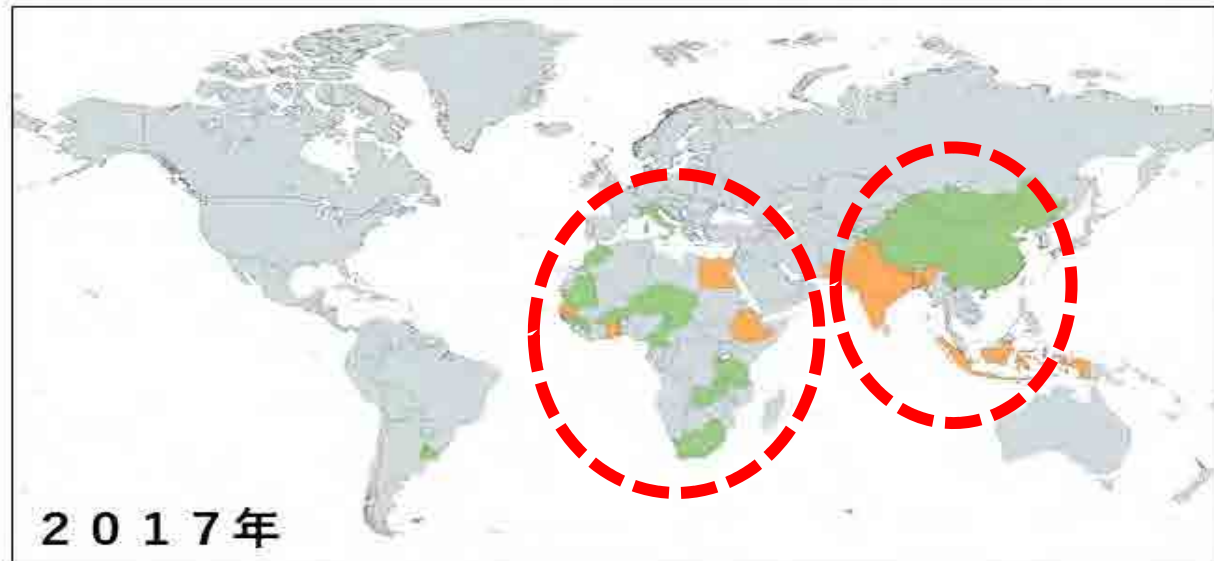
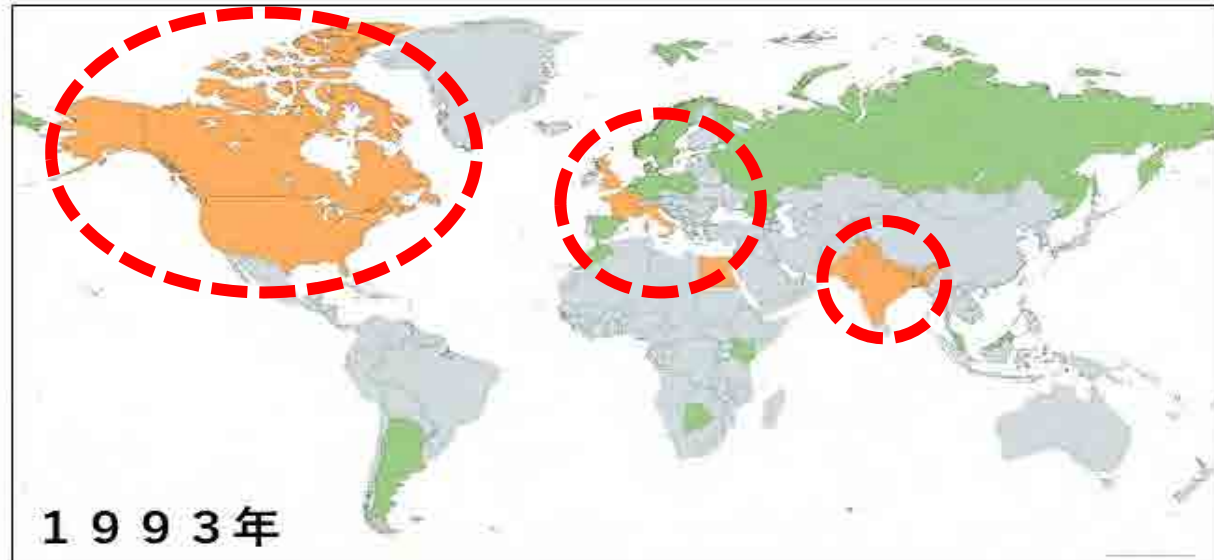
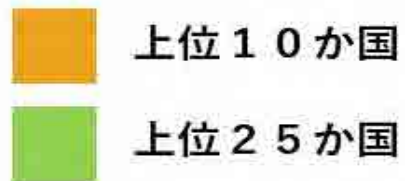
事案発生



搬送車

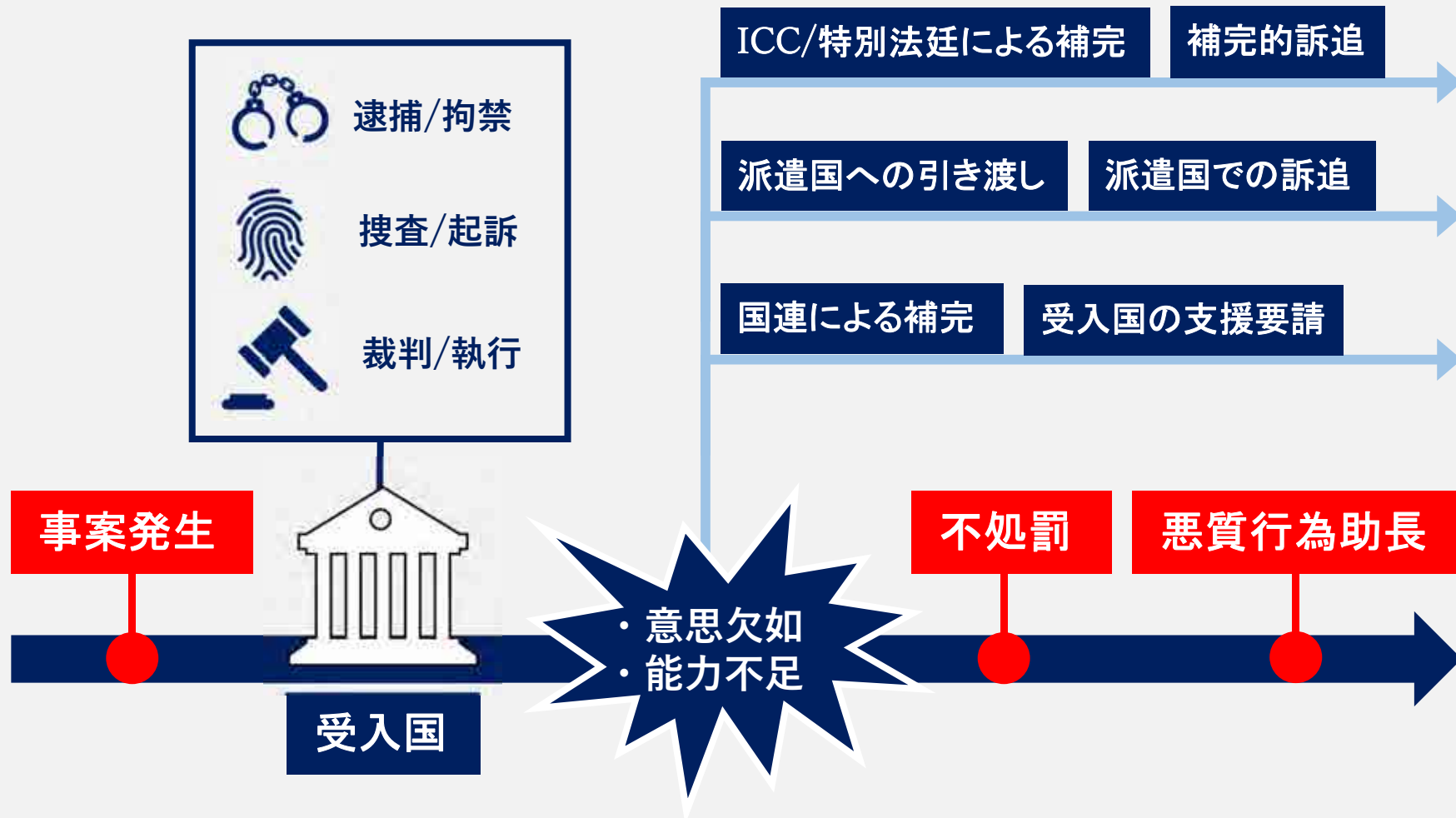
PKO要員殉職による影響

10



PKO要員に対する攻撃の訴追

11



1994

PKO要員の安全条約

➤PKO要員の殺人/誘拐等を「PKO要員に対する罪」と定める

1998

国際刑事裁判所（ICC）ローマ規定

➤PKO要員等への攻撃指示は戦争犯罪を構成する

- ・派遣国で「PKO要員に対する罪」と戦争犯罪の国内法整備
- ・受入国による「PKO要員に対する罪」の訴追事例

2020

国連安保理決議 2518号

➤責任者を速やかに調査し、効果的に訴追する

2021

国連安保理決議 2589号

➤「PKO要員に対する罪」の説明責任を強化する

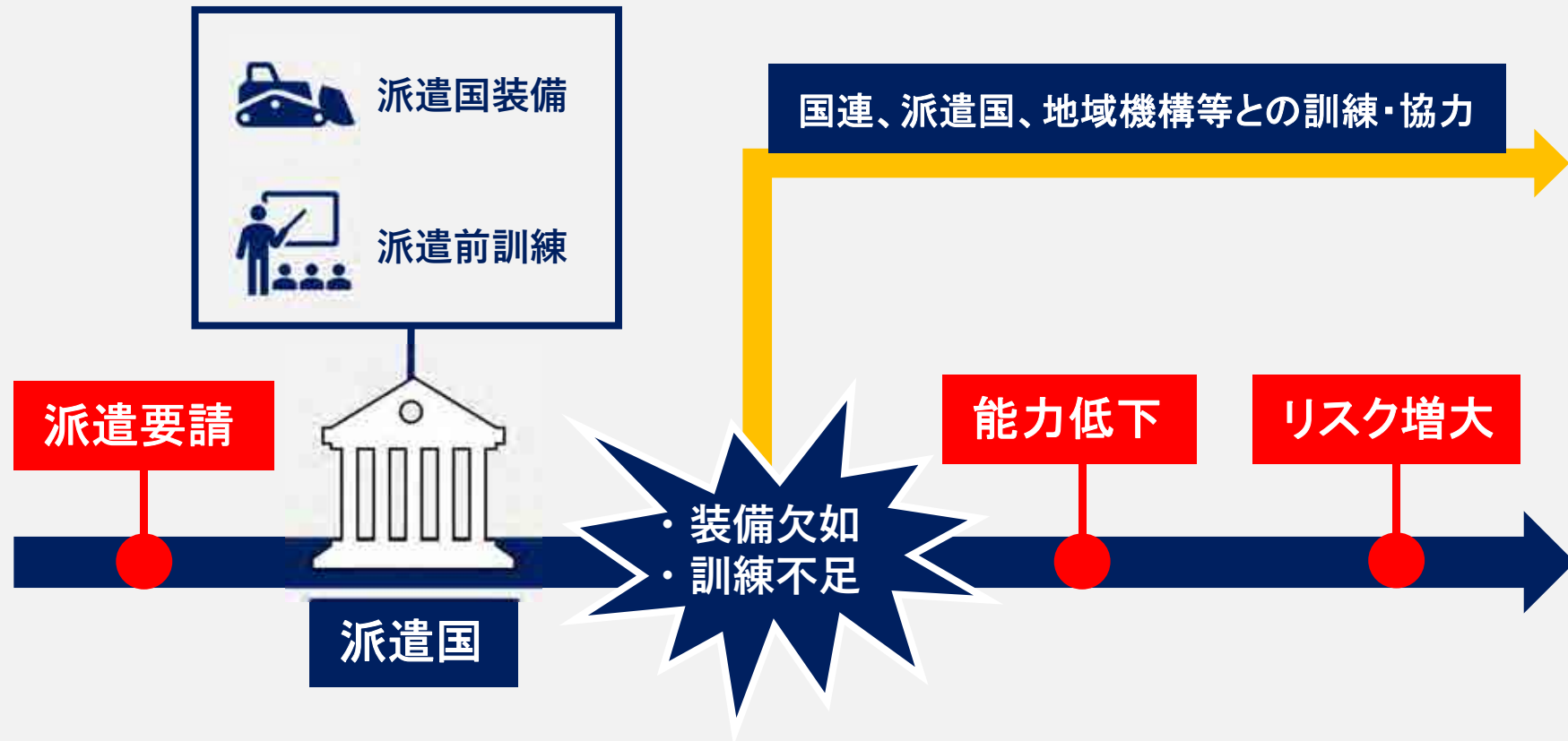
説明責任を促進する友の会

13



Group of Friends' to promote accountability for crimes against peacekeepers © Press Trust of India, December 2022

「パートナーシップ」に基づく訓練と協力 14



- ・「数合わせ」のPKO派遣への批判
- ・派遣国装備と派遣前訓練を強化が求められる

2015

国連平和活動に関するハイレベル独立パネル（HIPPO）
➤ パートナーシップに基づきPKO要員の安心安全を強化する

2017

PKO要員の安全向上報告書（クルス報告）
➤ 夜間作戦、待ち伏せ、IEDを特徴とする非対称戦に適応する

2018

PKO のための行動(A4P)
➤ UNTPP等を通して医療、技術、後方支援を改善する

2021

PKO のための行動プラス(A4P+)
➤ 負傷者医療後送を改善し、医療能力を強化する

PKO要員の安心安全に関する友の会 16



ソウルPKO閣僚級会合2021

17



2001



【PKO要員等の安全に関するセミナー】

- ・ PKO要員の安全条約の2番目の締約国
- ・ 未締約国に対して加盟の呼びかけ
- ・ 国連職員の安全のための信託基金拠出

2015



【第2回PKOサミット】

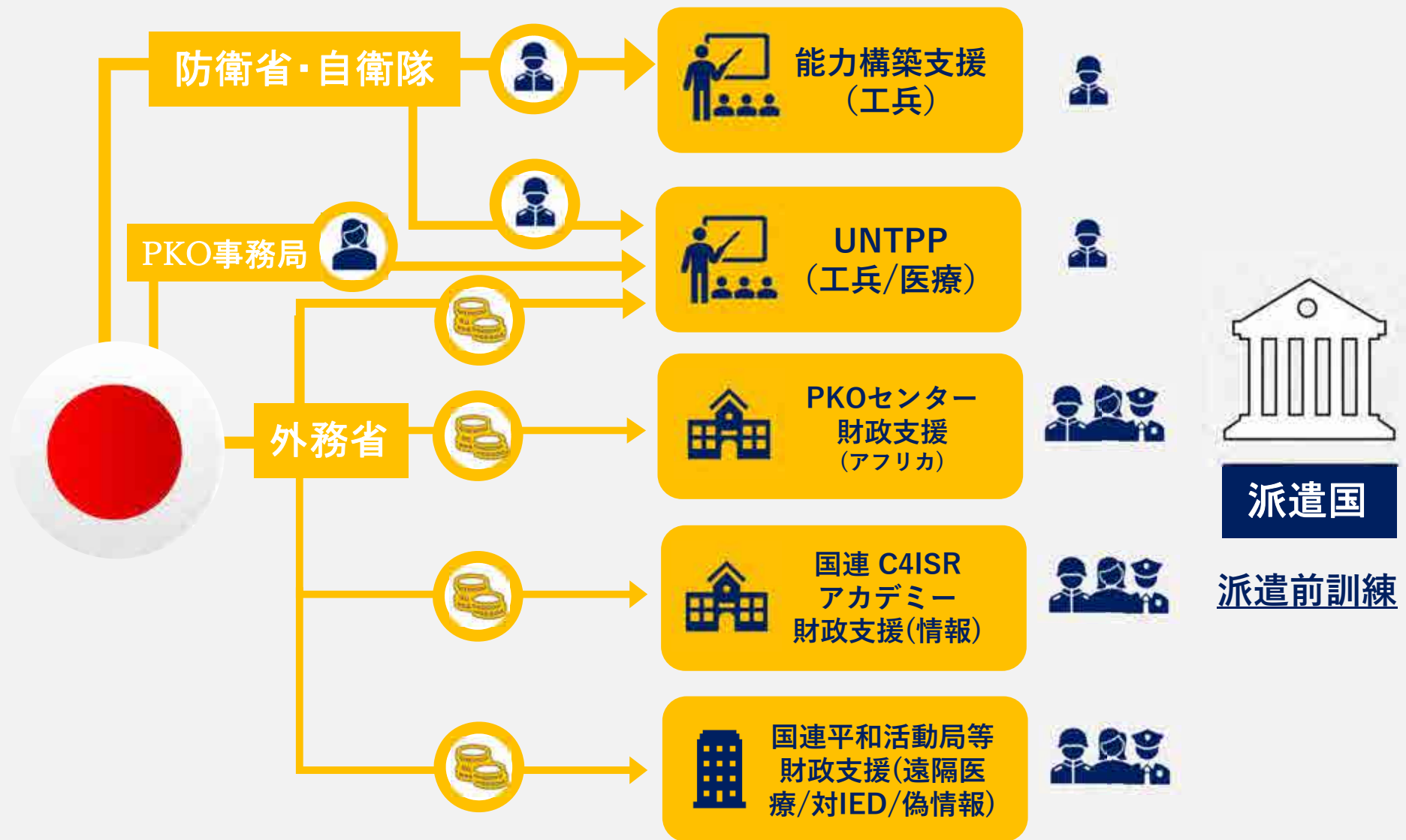
- ・ パートナシップ協力の拡大
- ・ PKO要員の能力向上に向けた支援
- ・ 性的搾取・虐待の被害者救済支援

2018



【A4Pハイレベルイベント】

- ・ PKO要員の能力向上に向けた支援
- ・ ジェンダー分野での支援強化
- ・ 「女性・平和・安全保障」の促進



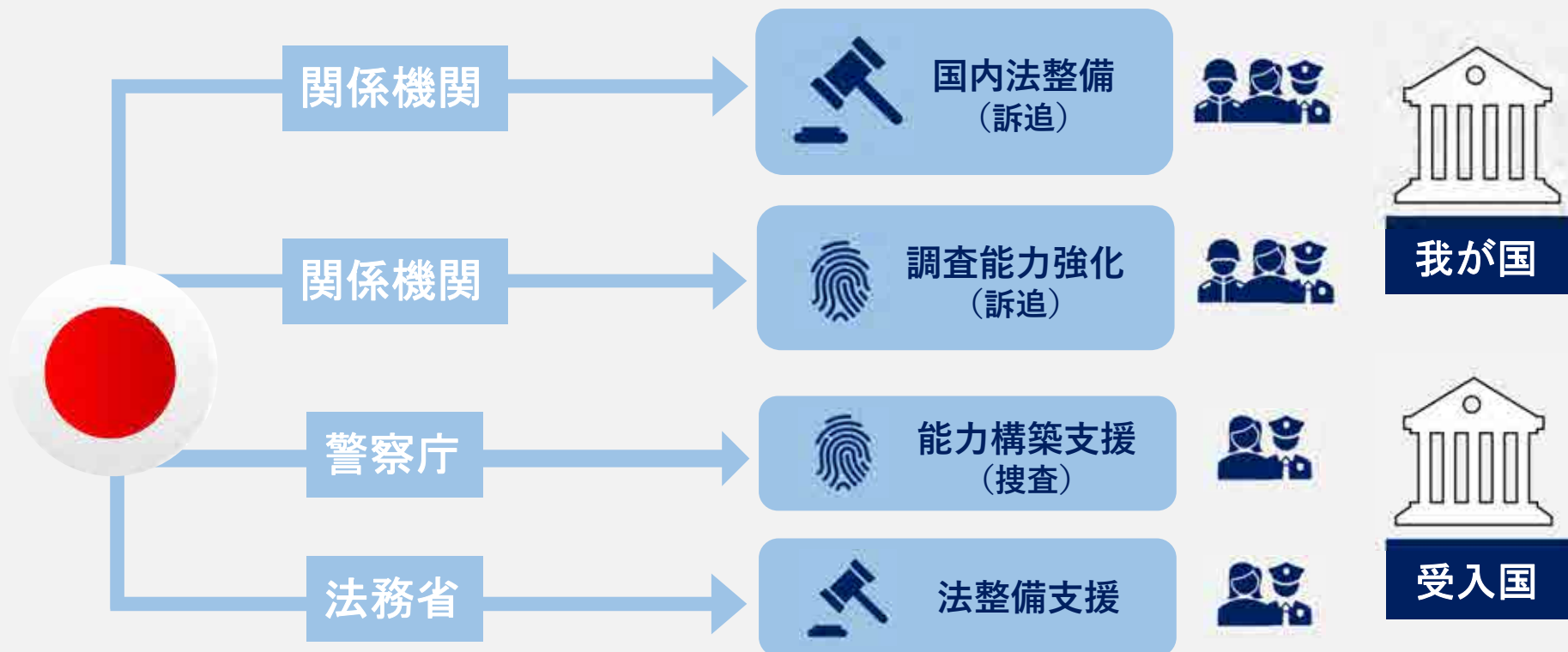


【現状】

- ・我が国は、PKO要員の安全条約、ICCローマ規定、ジュネーブ諸条約の締約国
- ・「戦争犯罪」を構成するPKO要員に対する攻撃を非難し、あらゆる措置を講ずる

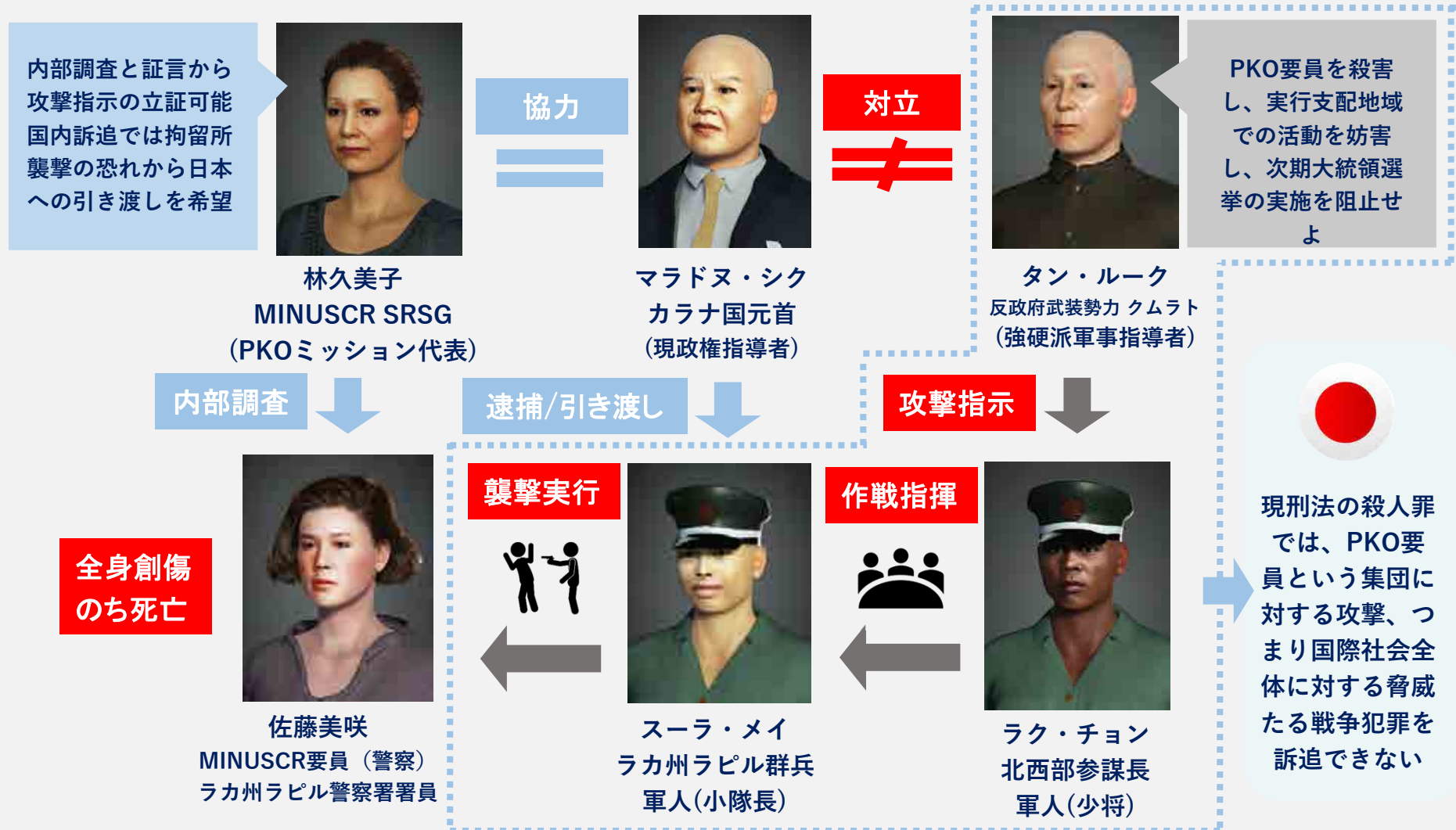
【問題】

- ・条約上、罰則整備は直ちに求められていないが、対応する国内法がなく、訴追態勢が不透明
- ・現刑法で対応可という認識だが、PKO要員に対する攻撃を指示した指導者は裁けない



【参考資料1】 国連カラナ安定化ミッション(MINUSCR) 待ち伏せ襲撃事案の訴追

20XX年 邦人女性警察隊を初派遣。文民を護送中、待ち伏せ襲撃により死亡1名、負傷4名



【参考資料2】 各国におけるPKO要員に対する攻撃の国内法整備

国名	法律名	罰則規定
オーストラリア	1995年連邦刑事法典 (2007年改正)第8章 § 268.37/ 268.79	・終身刑 (PKO要員) ・禁固20年 (施設等)
デンマーク	2005年軍事刑法典 § 36(2)	・最高で終身刑
フィンランド	1889年刑法 (2008年改正) 11章5節(1)(9)	・禁固1年~終身刑
フランス	1992年刑法 (2010年改正) 461条12-2項	・禁固20年
スペイン	1995年刑法 (2010年改正) 612条(10), 613条(1)(2)	・禁固刑3~7年 ・重大さに合わせ量刑
英国	1997年国連職員法、2001年ICC法50及び51条	・処罰する
韓国	2007年ICC法12条1項1号	・処罰する

【参考資料3】 オーストラリア連邦刑事法典

268.79 戦争犯罪：人道支援又は平和維持の任務に携わる人員又は物に対する攻撃

(1) 人(加害者)は、次の場合に犯罪を構成する

- (a) 加害者が攻撃を指示した場合
- (b) 攻撃の対象が、国連憲章に基づく人道支援又は平和維持の任務に従事する要員であり、かつ、
- (c) 要員が、その任務を遂行する権利を有する
- (c) 要員が、ジュネーヴ条約又はジュネーヴ条約第二議定書の下で文民に与えられている保護を受ける権利を有している
- (d) 加害者の行為が国際的な武力紛争でない武力紛争の状況下で行われ、かつ、これに関連している

罰則：終身刑

(2) 人(加害者)は、次の場合に犯罪を構成する

- (a) 加害者が攻撃を指示した場合
- (b) 攻撃の対象が、国連憲章に基づく人道支援又は平和維持の任務に従事する施設、物資、ユニット又は車両である場合
- (c) その施設、物資、ユニット又は車両が、ジュネーヴ条約及びジュネーヴ条約第二議定書の下で文民の物に与えられる保護を受ける権利を有している
- (d) 加害者の行為が国際的な武力紛争でない武力紛争の状況下で行われ、かつ、これに関連している

罰則：禁固20年

【参考資料4】 我が国の国連警察派遣の未来

世界のどこかに、真に文民警察活動を必要とし、現地警察の指導・教育・助言の活動が待たれているところが存在するなら、再び出ていくべきではないだろうか。

若年警察官のひたむきな純粋な気持ちを大事に育てほしいと願うものである。そして、このような若者たちの存在こそが、日本警察にとっても日本国にとっても将来への貴重な財産となり得るのではないだろうかと思うものである。

警察政策学会警察史研究部会員 川野邊 寛